

鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (11月30日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始(聴覚検査機器の購入)

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：事業実施期間の末日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い方)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○補助金の額確定後に交付します。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部・ささえあい福祉局子ども発達支援課
鳥取県鳥取市東町1丁目220

0857 - 26 - 7865 kodomoshien@pref.tottori.jp